

古川支部 会員事業場 事業主 殿

公益社団法人 宮城労働基準協会 古川支部

支部長 木田 秀隆

(公印省略)

『安全衛生推進者等養成講習』受講のお願い

春寒の候、貴事業場には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、当支部が実施しております労働安全衛生に関する各種講習について、格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当支部では安全衛生推進者等養成講習を実施しておりますが、基準協会の他支部と比べると当支部の受講状況は低調となっております。

安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない中小規模事業場の安全衛生水準の向上を図るため、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者を選任し、労働者の安全や健康確保等に係わる業務を担当させなければならないことが、労働安全衛生法第12条の2項で定められており、選任をしていない場合は法違反を問われることとなります。

労働者が50人を超える事業場や大規模な事業場では、支店長や工場長等の管理責任者を総括安全管理者とし、安全管理者や衛生管理者を指揮して事業場の安全衛生管理を行う体制となっておりますが、50人未満の中小規模事業場においては、事業主や管理責任者が安全衛生管理の責任者となり、安全衛生管理の実務を「安全衛生推進者」「衛生推進者」が行うこととなっております。

〔安全衛生推進者が担当する職務〕

1. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
2. 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
3. 健康診断の実施その他の健康の保持増進のための措置に関すること
4. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること

〔選任の手続き〕

安全衛生推進者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に、その事業場に専属の者を選任しなければなりません。

但し、その旨を所轄労働基準監督署へ報告する必要はありませんが、安全衛生推進者の氏名を事業場内の見やすい箇所へ掲示する必要があります。

〔安全衛生推進者を選任しなければならない事業場〕

林業・鉱業・建設業・運送業・清掃業・製造業・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・各種商品卸売業/小売業・自動車整備業・機械修理業・家具/建具/什器等の卸売業/小売業・旅館業・ゴルフ場

上記以外の小売業、社会福祉施設及び飲食店は衛生推進者に併せて安全の担当者を設置するよう通達にて行政指導されておりますので、安全衛生推進者等養成講習の受講をお勧めします

【令和7年度 古川支部における安全衛生推進者等養成講習の実施計画】

- ① 令和7年7月15日(火)・16日(水)
- ② 令和7年11月18日(火)・19日(水)
- ③ 令和8年3月10日(火)・11日(水)

※実施月の3ヶ月前には宮城労働基準協会ホームページ内の講習のご案内へ詳細を掲載します

当支部での実施計画は上述の通り3回のみとなりますので、対象業種の事業場殿はこれを機に是非、受講されますようご案内申し上げます。